

## 殺虫処理業務発注のための仕様書見本（被覆・包み込み・燻蒸庫（気密庫）による場合）

この仕様書は〇〇館における文化財の殺虫処理委託業務を実施するために必要な事項を定めるものである。この仕様書に記載のない事項については、〇〇館の長と受託者が協議して決定すること。

### （1）委託者

〇〇〇館

### （2）委託場所

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

〇〇館（（例）RC造、昭和〇〇年竣工、面積〇〇m<sup>2</sup>）

### （3）処理対象物

（例）絵画〇〇点、文書〇〇点、木造彫刻（彩色有り）〇〇点

### （4）処理目的

（例）殺虫・殺卵

### （5）委託期間

平成〇〇年〇月〇日～平成〇〇年 〇月〇日（ 〇日間）

### （6）処理方法

#### 1. 使用薬剤

公益財団法人文化財虫菌害研究所の認定薬剤である〇〇〇（商品名「ヴァイケーン」、「アルプ（アルアルアルプを含む）」、「エキヒュームS」、「えきたんくん」のいずれかを指定する）を使用すること。

#### 2. 処理法の種別

被覆処理、包み込み処理、燻蒸庫（気密庫）処理から選定すること。

（各処理方法は公益財団法人文化財虫菌害研究所の「文化財の殺虫・殺菌処理標準仕様書」（以下「仕様書」という）に従うこと）

#### 3. 使用薬量

「仕様書」に定める標準薬量値の〇〇g/m<sup>3</sup>に相当する薬量とし（各薬剤に定められているので「仕様書」（抜粋）を参照のこと）、空間ガス濃度が「仕様書」に定める有効な値を保つよう、ガス濃度を測定して必要な追加投薬を行うこと。

#### 4. 投薬方法

薬剤に応じた気化器を用いて投薬すること（「アルプ（アルアルアルプを含む）」、「エキヒュームS」の場合、および気化器を用いて「えきたんくん」を使用する場合。「ヴァイケーン」の場合は不要）。

#### 5. 薬害の防止

薬害の恐れのある資料等については処理空間外に移動するか、ガスが直接接触しないようにガスを透過しないフィルムで厳重に包む等の保護処置を取ること。

#### 6. 処理時間

「仕様書」に従い、処理する空間のガス濃度が有効ガス濃度になった時から〇〇時間とする（気温と使用する薬剤の濃度によって時間は異なるので「仕様書」（抜粋）を参照のこと）。処理中

は第三者が立ち入ることのないよう、周囲に立入禁止措置を講ずること。

7. 処理時の温度

処理中の温度は〇〇℃以上とすること（低温時には処理の効果が低下するので低温時の処理は避けた方が良い）。

8. 処理空間の相対湿度測定

処理開始前に処理する空間の相対湿度を測定して記録すること。

9. ガス濃度の測定

空間ガス濃度が均一化するまでは投薬後10分から15分ごとに行い、その後は「仕様書」に定める有効なガス濃度を保っているか確認するために測定、記録すること。

10. 排気

処理終了後は、薬剤に適応した吸着装置を使用するなどして残留ガスの排気に努め、室内の各所で「仕様書」に定める許容濃度以下であることをガス検知器等で確認してから作業を終了すること。また新鮮空気の屋内への導入は、防虫・防塵フィルターを通して行うこと。

11. 作業員

処理作業は2名以上で行い、その内の一人は文化財虫菌害防除作業主任者（および酸化プロピレン又は酸化エチレンを使用する場合は、労働安全衛生法に定める特定化学物質等作業主任者）の資格を持つ者とする。

12. 処理効果の判定

公益財団法人文化財虫菌害研究所の殺虫効果判定用テストサンプルを、処理空間内の上・中・下の高さの位置に最低3カ所配置すること。設置場所は投薬前に館側が確認して、設置場所を変更することがある。作業終了後は直ちにテストサンプルを同研究所へ送付して、同研究所の発行する効果判定書を添付して提出すること。

（注）処理効果の判定は、処理業務を行った者（社）が効果判定を行う組織の運営に役員等のかたちで関与していない、中立・公正な組織によって行われなければならない。公益財団法人文化財虫菌害研究所はそのような組織に該当する。

（7）実施計画書の提出

受託者は委託業務を行うにあたっては、業務を開始する〇〇日前までに下記にあげる項目を含む実施計画書を委託担当者に提出して承認を受けること。

1. 作業工程表
2. 作業員名簿
3. 資格証等の写し
4. 損害保険証の写し
5. 処理法の種別
6. 投薬方法
7. 排気方法
8. 緊急連絡体制表

（8）作業報告書の提出

受託者は作業終了後すみやかに、下記にあげる項目を含む作業報告書を委託者に提出すること。

1. 委託者名と所在地

2. 受託者名と所在地
3. 処理対象物の名称と所在地および処理の目的
4. 処理場所の見取り図
5. 処理作業の年月日
6. 作業者名簿（「文化財虫菌害防除作業主任者」等の資格保持者を明記すること）
7. 処理法の種別（被覆処理・包み込み処理・燻蒸庫（気密庫）処理）
8. 使用薬剤
9. 使用薬量（総薬量と1 m<sup>3</sup>あたりの薬量g/m<sup>3</sup>）
10. 投薬方法（追加投薬も含む）
11. 処理時間
12. 処理空間ガス濃度の経時変化表
13. 気象の変化、処理中の温度変化、処理開始前の相対湿度等の記録
14. 作業中および排気後の環境中ガス濃度表（測定場所の図面を添付すること）
15. 公益財団法人文化財虫菌害研究所の効果判定書（効果判定用テストサンプルを設置した位置を示した図を添付すること）

## 殺虫・殺菌処理業務発注のための仕様書見本（被覆・包み込み・燻蒸庫（気密庫）による場合）

この仕様書は〇〇館における文化財の殺虫・殺菌処理委託業務を実施するために必要な事項を定めるものである。この仕様書に記載のない事項については、〇〇館の長と受託者が協議して決定すること。

### （1）委託者

〇〇〇館

### （2）委託場所

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

〇〇館（（例）RC造、昭和〇〇年竣工、面積〇〇m<sup>2</sup>）

### （3）処理対象物

（例）絵画〇〇点、文書〇〇点、木造彫刻（彩色有り）〇〇点

### （4）処理目的

（例）殺虫・殺卵・殺菌

### （5）委託期間

平成〇〇年〇月〇日～平成〇〇年 〇月〇日（ 〇日間）

### （6）処理方法

#### 1. 使用薬剤

公益財団法人文化財虫菌害研究所の認定薬剤である〇〇〇（商品名「アルプ（アルアルアルプを含む）」、「エキヒュームS」のいずれかを指定する）を使用すること。

（注）「ヴァイケーン」や「えきたんくん」では殺菌はできない。

#### 2. 処理法の種別

被覆処理、包み込み処理、燻蒸庫（気密庫）処理から選定すること。

（各処理方法は公益財団法人文化財虫菌害研究所の「文化財の殺虫・殺菌処理標準仕様書」（以下「仕様書」という）に従うこと）

#### 3. 使用薬量

「仕様書」に定める標準薬量値の〇〇g/m<sup>3</sup>に相当する薬量とし（各薬剤に定められているので「仕様書」（抜粋）を参照のこと）、空間ガス濃度が「仕様書」に定める有効な値を保つよう、ガス濃度を測定して必要な追加投薬を行うこと。

#### 4. 投薬方法

薬剤に応じた気化器を用いて投薬すること。

#### 5. 薬害の防止

薬害の恐れのある資料等については処理空間外に移動するか、ガスが直接接触しないようにガスを透過しないフィルムで厳重に包む等の保護処置を取ること。

#### 6. 処理時間

「仕様書」に従い、処理する空間のガス濃度が有効ガス濃度になった時から〇〇時間とする（気温と使用する薬剤の濃度によって時間は異なるので「仕様書」（抜粋）を参照のこと）。処理中は第三者が立ち入ることのないよう、周囲に立入禁止措置を講ずること。

#### 7. 処理時の温度

処理中の温度は〇〇℃以上とすること（低温時には処理の効果が低下するので低温時の処理は避けた方が良い）。

#### 8. 処理空間の相対湿度測定

処理開始前に処理する空間の相対湿度を測定して記録すること。

#### 9. ガス濃度の測定

空間ガス濃度が均一化するまでは投薬後10分から15分ごとに行い、その後は「仕様書」に定める有効なガス濃度を保っているか確認するために測定、記録すること。

#### 10. 排気

処理終了後は、薬剤に適応した吸着装置を使用するなどして残留ガスの排気に努め、室内の各所で「仕様書」に定める許容濃度以下であることをガス検知器等で確認してから作業を終了すること。また新鮮空気の屋内への導入は、防虫・防塵フィルターを通して行うこと。

#### 11. 作業員

処理作業は2名以上で行い、その内の一人は文化財虫菌害防除作業主任者（および酸化プロピレン又は酸化エチレンを使用する場合は、労働安全衛生法に定める特定化学物質等作業主任者）の資格を持つ者とする。

#### 12. 処理効果の判定

公益財団法人文化財虫菌害研究所の殺虫および殺菌効果判定用テストサンプルを、処理空間内の上・中・下の高さの位置に最低3カ所配置すること。設置場所は投薬前に館側が確認して、設置場所を変更することがある。作業終了後は直ちにテストサンプルを同研究所へ送付して、同研究所の発行する効果判定書を添付して提出すること。

（注）処理効果の判定は、処理業務を行った者（社）が効果判定を行う組織の運営に役員等のかたちで関与していない、中立・公正な組織によって行われなければならない。公益財団法人文化財虫菌害研究所はそのような組織に該当する。

### （7）実施計画書の提出

受託者は委託業務を行うにあたっては、業務を開始する〇〇日前までに下記にあげる項目を含む実施計画書を委託担当者に提出して承認を受けること。

1. 作業工程表
2. 作業員名簿
3. 資格証等の写し
4. 損害保険証の写し
5. 処理法の種別
6. 投薬方法
7. 排気方法
8. 緊急連絡体制表

### （8）作業報告書の提出

受託者は作業終了後すみやかに、下記にあげる項目を含む作業報告書を委託者に提出すること。

1. 委託者名と所在地
2. 受託者名と所在地
3. 処理対象物の名称と所在地および処理の目的

4. 処理場所の見取り図
5. 処理作業の年月日
6. 作業者名簿（「文化財虫菌害防除作業主任者」等の資格保持者を明記すること）
7. 処理法の種別（被覆処理・包み込み処理・燻蒸庫（気密庫）処理）
8. 使用薬剤
9. 使用薬量（総薬量と 1 m<sup>3</sup>あたりの薬量g/m<sup>3</sup>）
10. 投薬方法（追加投薬も含む）
11. 処理時間
12. 処理空間ガス濃度の経時変化表
13. 気象の変化、処理中の温度変化、処理開始前の相対湿度等の記録
14. 作業中および排気後の環境中ガス濃度表（測定場所の図面を添付すること）
15. 公益財団法人文化財虫菌害研究所の効果判定書（効果判定用テストサンプルを設置した位置を示した図を添付すること）